



Let's grow together ご支援のお願い

ワールドカップの成功に向け、日本ラグビーフットボール協会は「JRFU基金」への皆様のご寄附をお願いしております。

寄附の目的

日本代表チームの一層の強化
15人制・7人制(男・女)の日本代表チームの一層の強化
2015年15人制男子ワールドカップでの活躍、また、2016年7人制オリンピック出場など、日本代表チームの一層の強化を継続して行っていくためには、日々のトレーニング、環境整備、海外遠征など、様々な資金が必要となります。

ラグビーの普及と育成
日本ラグビーの次世代を担う若年層への普及・育成・強化活動への支援
愛されるスポーツとしてさらに発展させるため、小学生・中学生・高校生ラグビーへの活動支援、指導者育成など、日本ラグビーの次世代を担う選手たちの為に、皆様からのご支援をお願い致します。

2019成功の為の活動
2019年日本で開催されるラグビーワールドカップを成功させるための諸活動
日本のラグビーには100年以上の歴史と伝統があります。この度、アジア初のラグビーワールドカップが、2019年に日本で開催されることが決定致しました。ラグビー先進国以外で初めて開催されるラグビーワールドカップ日本大会を成功させるために、日本ラグビーフットボール協会では、様々な活動を行って参ります。

寄附者特典

ご芳名の記載
公式ホームページや広報誌等にご芳名を掲載させていただきます。

税制上の優遇措置
個人の方 所得税／個人住民税の寄付金控除
法人の方 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額もしくは特別損金算入限度額の当該事業年度の損金に算入

記念品の贈呈
年額5,000円以上の方には記念品を贈呈します。

JRFU基金についての詳しい情報はこちら <http://kifu.rugby-japan.or.jp/>

お問合せ先：(公財)日本ラグビーフットボール協会〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35 TEL:03-3401-3321 E-mail:kifu-kifu@rugby-japan.or.jp



ご寄附の方法のご案内

◆クレジットカードでの支払いを希望される方／継続的なご寄附を希望される方

表面下部記載のURLより、日本ラグビーフットボール協会のHPにアクセスいただき、記載されている手順に従ってお手続きください。

◆お振込での支払いを希望される方

こちらの用紙に必要事項をご記入しFAXもしくは郵送にてお送りいただいたうえ、下記の口座へお振り込みをお願いいたします。

寄付の申込用紙

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号			
e-mail			
生年月日 (任意)			
所属している ラグビー 関係団体 (任意)			
ご芳名の記載	公式ホームページや広報誌等にご芳名を掲載いたします。 <input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない		
情報のご案内	日本ラグビーフットボール協会の情報の送信いたします。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
ご寄付の 金額	<input type="checkbox"/> 5000円 <input type="checkbox"/> 10,000円 <input type="checkbox"/> 30,000円 <input type="checkbox"/> 50,000円 <input type="checkbox"/> 100,000円 <input type="checkbox"/> 任意の額 円		
FAX番号	03-3401-6610	郵送先	東京都港区北青山2-8-35
口座番号	みずほ銀行 渋谷支店 普通 0250127 三井住友銀行 青山支店 普通 1017865	公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会	

注意事項

<芳名録への記載について>

■お名前の公表を希望されない方につきましては、掲載しておりません。

■ご寄付いただいた方で、万一お名前がもれている等のお気づきの点がありましたら、誠に恐縮ではございますが、寄付受付担当までご連絡ください。

<税制上の優遇措置について・個人>

(1)所得税の寄付金控除…寄付者の方は確定申告の際、「所得控除」を受けることができます。確定申告の際に必要な「領収証」、「特定公益増進法人証明書(写)」は、寄付金の入金を確認させていただいた後、郵送いたします。

〔所得控除〕

その年の寄付金の合計額(所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を差し引いた金額が、その年の所得から控除されます。

年間の寄付金合計額-2,000円=寄付金控除額⇒課税所得金額から控除されます。

(2)個人住民税の寄付金税額控除…日本ラグビーフットボール協会を「寄付金税額控除対象法人」として条例で指定している自治体では、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

(本法人への寄付金額-2,000円)×控除率=寄付金控除額

控除率:住所地の都道府県が指定した寄付金…… 4%(都道府県民税) 住所地の市区町村が指定した寄付金…… 6%(市区町村民税)

<税制上の優遇措置について・法人>

一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で、つぎの(1)と(2)のいずれか少ない金額が、特定公益増進法人に対する寄付金として特別損金算入限度額まで当該事業年度の損金に算入することができます。「領収証」、「特定公益増進法人証明書(写)」は、寄付金の入金を確認させていただいた後、郵送いたします。

(1)特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

(2)特別損金算入限度額

①資本基準額+②所得基準額)×1/2=特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額

①資本基準額=資本金額×事業年度月数÷12カ月×0.375% ②所得基準額=当期所得金額×6.25%

(注)以上は、平成24年4月1日現在の税制による基準で、今後、改正される場合があります